

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）次第

令和4年10月31日（月）午前9時30分

場所：梅丘パークホール 集会室

○ 開会

1. 委託契約におけるダンピング対策について
2. 世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について
3. 建設工事における働き方改革について
4. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・ **【資料1】** 委託契約におけるダンピング対策について（案）
- ・ **【資料2】** 世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について
（別紙1-1）総合評価方式の試行実施状況（令和4年9月30日現在）
（別紙1-2）事業者の得点状況等の検証（令和4年9月30日現在）
（別紙2）従来の入札との比較（令和4年9月30日現在）
（別紙3）世田谷区建設工事総合評価方式参加事業者アンケート検証
（参考）世田谷区建設工事総合評価方式の概要
- ・ **【資料3】** 建設工事における働き方改革について

委託契約におけるダンピング対策について（案）

1 主旨

ダンピングは他事業者の事業活動を困難にし、公正かつ自由な市場における競争を阻害するとともに、業務品質の低下や下請事業者への労働環境の悪化等のしわ寄せを招くものであることから、防止に向けた取組みを徹底していく必要がある。

区では、昨年10月の1円入札案件の発生や同年12月の世田谷区公契約適正化委員会からの提言等を踏まえ、本年9月には、多種多様な委託契約において過度な低価格入札を抑止し、効果的なダンピング対策を実現できるよう、現在の最低制限価格制度を改定し、新たに「変動型最低制限価格制度」を導入する素案をまとめ、その後も検討を重ねてきたところである。

今般、来年度からの実施に向けて、同制度の具体的内容を案として取りまとめたので報告する。

2 変動型最低制限価格制度の内容

(1) 概要

それぞれの案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額から平均額を算出し、この平均額に一定の乗率を乗じて最低制限価格を設定する。

(2) 効果

- ①他の入札価格（入札額の平均額）から著しく乖離した低価格では落札できないものとし、過度な低価格入札を抑止することによって、競争性とダンピング防止の両立を図ることができる。
- ②実際の入札額をもとに最低制限価格を設定することにより、入札時の市場の実勢や案件ごとの性質をよりの確に反映することができる。
- ③算定方法を事前に公表し、入札結果に基づいた検証を可能にすることで最低制限価格設定の透明性の向上を図ることができる。
- ④開札結果に基づき最低制限価格を設定するため、不正な働きかけによる事前の漏洩が生じ得ない。

(3) 適用対象

これまでの実績から現に低価格入札が見受けられる業務類型* に対して重点的に低価格入札の防止を図るため、現行の最低制限価格制度から適用範囲を拡大する。

なお、これまで対象業務のうち予定価格が200万円以上のもののみ適用していたが、価格による限定は取り止め、対象業務の入札すべてに適用する。

①現行制度の対象業務

建物清掃・公衆トイレ清掃の業務委託、造園の業務委託

②追加で対象とする業務

計画策定支援、医療関係検査・調査業務、土木関係調査・点検業務、データ入力作業、電話設備の設置・保守、撮影、情報処理業務、翻訳・通訳

*対象業務の選定にあたっては、過去5年度の入札実績を分析し、落札率が50%以下の案件が一定水準以上ある類型を抽出した。

(4) 最低制限価格の算定方法

1) 有効参加者の判定

応札者のうち以下の者を除いた者を有効参加者とする。

- ・ 入札額が予定価格を超える者
- ・ 入札額が予定価格の1割以下の者^{*1}
- ・ 指名停止措置、落札制限対象等その他の事由により入札が無効となる者

2-1) 有効参加者数が3者以上の場合の算定方法

①有効参加者数に60%を乗じた数を標本数とする。(1未満の端数は切上げ)^{*2}

$$\text{有効参加者数} \times 60\% = \text{標本数}$$

②有効参加者のうち、価格が低いほうから序列にして標本数にあたる順位までの入札額の平均額を「標本平均額」とする。^{*2}

③標本平均額に80%を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格とする。^{*3}

$$\text{標本平均額} \times 80\% = \text{最低制限価格}$$

2-2) 有効参加者数が2者以下の場合の算定方法

有効参加者数が少数の場合には上記の方法では十分な効果を得ることができないため、予定価格に60%を乗じて得た額を最低制限価格とする。^{*3}

$$\text{予定価格} \times 60\% = \text{最低制限価格}$$

*1：入札参加者による意図的な最低制限価格引下げの防止を目的に、低額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため

*2：入札参加者による意図的な最低制限価格引上げの防止を目的に、高額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため

*3：他の入札価格と比較して著しく低い入札を抑止するため

《 算定方法等の公表について 》

有効参加者数が3者以上の場合の標本数の算定割合(60%)、標本平均額の算定乗率(80%)、有効参加者数が2者以下の場合の予定価格へ乗じる乗率(60%)及び各算定方法は事前公表とし、最低制限価格及び予定価格については従前通り非公表とする。

《 現行制度の最低制限価格の算定方法について 》

予定価格に一定の乗率(70~90%の範囲内、非公表)を乗じて求める。

3 シミュレーション

(1) 事例1 (他の参加者と著しく乖離する安価な入札があった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	800,000円	有効参加者から除外	⇒最低制限価格未満
B社	5,000,000円		⇒最低制限価格未満
C社	7,600,000円		⇒落札
D社	7,800,000円		
E社	8,000,000円		
F社	8,400,000円		
G社	9,000,000円	予定価格超過	

① 予定価格の1割以下であるA社を除き、有効参加者数B～F社5者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数5者 × 60% = 3者
⇒標本数は3者

② B～D社の3者の入札価格から標本平均額を算出する。

⇒標本平均額 6,800,000円

③ 標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 6,800,000円 × 80% = 最低制限価格 5,440,000円
⇒A社、B社は最低制限価格未満となり、C社が落札する。

(2) 事例2 (他の参加者と著しい乖離が生じなかった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	5,000,000円		⇒落札
B社	5,200,000円		
C社	5,700,000円		
D社	6,500,000円		
E社	7,000,000円		
F社	7,500,000円		
G社	8,000,000円		

① 有効参加者数A～G社7者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数7者 × 60% = 4.2者
⇒端数切上げにより標本数は5者

② A～E社の5者の入札価格から標本平均額を算出する。

⇒標本平均額 5,880,000円

③ 標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 5,880,000円 × 80% = 最低制限価格 4,704,000円
⇒最低制限価格以上であるため、A社が落札する。

(3) 事例3 (予定価格超過の入札や辞退が多く、有効参加者が少数となった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	7,900,000 円
B社	8,200,000 円
C社	8,700,000 円
D社	8,800,000 円
E社	8,850,000 円
F社	辞退
G社	辞退

⇒落札
有効参加者
予定価格超過

有効参加者数はA～B社2者のため、予定価格に基づき最低制限価格を算出する。

予定価格 8,500,000 円 × 60% = 最低制限価格 5,100,000 円
⇒最低制限価格以上であるため、A社が落札する。

4 検証方法

入札価格、落札率、最低制限価格未満入札の発生件数等について従前の類似案件実績との比較分析を行い、算定方法や対象業務の適応性の検証を実施する。

5 工事請負契約等の最低制限価格制度の改正

変動型最低制限価格制度の導入に伴い、工事請負契約（低入札価格調査制度の対象となるものを除く）及び設計・測量等の委託契約における最低制限価格については、予定価格の内訳を基に算出している現行方式は変更しないが、設定範囲を予定価格の75%～92%へ改正する（現在は70%～90%）。

6 今後のスケジュール (予定)

令和4年10月	公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議
11月	企画総務常任委員会にて案を報告
12月	最低制限価格制度要領改正 区民及び事業者向け周知
令和5年1月	改定後の最低制限価格制度による令和5年度契約案件の入札公告の開始

世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について

1 主旨

区では、令和3年2月の世田谷区公契約適正化委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す、世田谷区建設工事総合評価方式入札を導入し、今年度より試行として実施しているところである。本格実施へ向け、現在までの入札結果や入札参加事業者へのアンケート結果による検証を行ったので、報告する。

2 令和4年度試行実施の基本的な考え方

建設工事総合評価方式入札で行う対象案件は様々な発注工種・発注格付となるよう選定し、対象案件数は各工種年間発注数の1割程度を見込んで実施している。

3 検証方法

令和4年9月30日現在、実施した15件（土木5件、建築5件、設備4件、造園1件）を対象として、以下の観点から検証した。

（1）事業者の得点状況等の検証

今回新たに評価項目に加えた公契約条例に基づく取組みの評価項目である公契約評価点、その他施工能力評価点、地域貢献評価点の得点状況、価格点の得点状況とともに、価格点とそれ以外の評価点とのバランス、発注工種・格付ごとの得点の傾向について検証した。【別紙1-1、1-2参照】

（2）従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来 of 施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。【別紙2参照】

（3）事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等を取りまとめ、検証した。【別紙3参照】

4 検証結果

(1) 事業者の得点状況等の検証

① 価格点

- ・ 価格点の得点状況については、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している案件や予定価格付近に応札が集中している案件が多く、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件も見られた。
- ・ 評価基準価格を下回る価格帯に応札が集中した案件はなかった。
- ・ これらから、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものの、価格評価以外の評価点の得点状況の変化もあわせ、案件数を増やして引き続き検証していく必要がある。

② 価格点以外の評価点

- ・ 公契約評価点については、「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」では比較的多くの事業者が得点している一方、「賃金支払の状況」「労働安全衛生」では得点率が低い。
- ・ 「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」については、発注格付に応じて一部の案件に適用しているため試行件数が少なく、今後更に件数を増やして検証を重ねていく必要がある。
- ・ 価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況であり、事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

③ 価格点とそれ以外の評価点とのバランス

- ・ 評価点のバランスについては、試行実施した15件のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の8件であった。
- ・ 一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は6件あり、価格点は1位だがその他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は1件であった。
- ・ これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっており、今後の試行の動向を引き続き検証していく必要がある。

(2) 従来の入札との比較

- ・ 本制度は、従来 of 価格競争入札や総合評価方式とは制度内容や工事内容等の条件が異なるため一概に比べることは難しいが、入札参加者数は従来 of 入札より微増している一方で、応札率は若干下がっている。落札率については、価格競争入札に比べて0.5ポイントほど高く、従来 of 総合評価方式よりは低い。ただし、試行件数がまだ少ないため、全体の傾向として従来 of 入札での平均と大きな乖離があるとまでの評価はできない。
- ・ また、検証時点においては低入札価格調査となった案件や不調となった案件は発生していない。

- ・従来の総合評価方式では価格点が1位でない者が総評価値において最も高得点となり落札するケースは1割程度であったが、新制度では4割となり、従来と比較して高くなっている。
- ・一方、個々の案件では平均の数値と乖離している点もあり、試行件数が少ないことから、今後も検証を継続していく必要がある。

(3) 事業者へのアンケートの検証

- ・制度の理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にあり、各評価点に関する取り組み意欲も比較的高いことから、本制度導入の意義は大きいと考えられる。
- ・一方、評価項目が多い、制度がわかりにくいとの意見や、評価項目によっては費用等が負担となり企業規模により達成が困難であるといった意見も見られた。
- ・評価対象としている取組みには一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進を図る必要がある。

(4) 今後の取組み

- ・上記の検証によって、試行件数が少ないながらも、価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、事業者の取り組み意欲の向上にも寄与するものであることが一定程度確認できた。
- ・一方、アンケートでは、評価項目の達成にあたっての障壁や負担等に関する意見もあったところである。
- ・評価項目の実効性確保や事務負担の軽減等、今後の制度運用にあわせ検討すべき内容はあるが、直ちに見直すべき点は確認されていない。
- ・本制度が目指す品質と価格のバランスのとれた入札の実現は、経営環境や労働条件の向上も念頭に置くものであり、引き続き事業者の意見や入札状況の推移に留意すべきであるものの、継続的な発注によって制度の定着と事業者の取り組み促進を図っていく必要がある。
- ・また、今年度の試行実施規模では分析が十分でないことから、公契約条例に基づく取組み等の経年変化も含め本格実施に向けた検証を引き続き行うべく、来年度については、年間発注件数の2～3割程度を目途に規模を拡大し試行実施を継続することとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月	公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議
11月	企画総務常任委員会にて報告、区HP等で公表
令和5年2月	令和5年度入札公告の開始（試行）
令和5年度	試行拡大実施及び試行結果検証・公表

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。